

下水道管路施設包括的維持管理等業務委託（清掃業務）

仕様書

第1章 総則

1. 適用の範囲

- (1) 本仕様書は、下水道管路施設包括的維持管理等業務委託（清掃業務）（以下「作業」という）に適用する。
- (2) 本仕様書及び下水道管路施設包括的維持管理等業務委託に係る図書（以下、設計図書という。）に疑義を生じたときは、姫路市監督員（以下「監督員」という。）の指示または受注者との協議によるものとする。

2. 用語の定義

この仕様書において、次の各号の掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- イ. 指示とは、当市の発議により監督員が、受注者に対し監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し実施させることをいう。
- ロ. 承諾とは、受注者側の発議により受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- ハ. 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

3. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、作業を施行するにあたり、下記に掲げる法律及びその他の関係法令、条例、規則等並びに当市が他の企業等と締結している協定を遵守すること。

ア. 労働基準法	(昭和22年法律第49号) 及び同法関連法規
イ. 労働者災害補償保険法	(昭和22年法律第50号) 及び同法関連法規
ウ. 港則法	(昭和23年法律第174号) 及び同法関連法規
エ. 消防法	(昭和23年法律第186号) 及び同法関連法規
オ. 建設業法	(昭和24年法律第100号) 及び同法関連法規
カ. 建築基準法	(昭和25年法律第201号) 及び同法関連法規
キ. 文化財保護法	(昭和25年法律第214号) 及び同法関連法規
ク. 港湾法	(昭和25年法律第218号) 及び同法関連法規
ケ. 毒物及び劇物取締法	(昭和25年法律第303号) 及び同法関連法規
コ. 道路法	(昭和27年法律第180号) 及び同法関連法規
サ. 下水道法	(昭和33年法律第79号) 及び同法関連法規
シ. 中小企業退職金共済法	(昭和34年法律第160号) 及び同法関連法規
ス. 道路交通法	(昭和35年法律第105号) 及び同法関連法規
セ. 河川法	(昭和39年法律第167号) 及び同法関連法規
ソ. 騒音規制法	(昭和43年法律第98号) 及び同法関連法規
タ. 廃棄物の処理及び清掃 に関する法律	(昭和45年法律第137号) 及び同法関連法規
チ. 水質汚濁防止法	(昭和45年法律第138号) 及び同法関連法規
ツ. 労働安全衛生法	(昭和47年法律第57号) 及び同法関連法規
テ. 振動規制法	(昭和51年法律第64号) 及び同法関連法規
ト. 環境基本法	(平成5年法律第91号) 及び同法関連法規

- ナ. 姫路市公害防止条例 (昭和48年姫路市条例第1号) 及び同法関連法規
 - ニ. 酸素欠乏症等防止規則 (昭和47年労働省令第42号) 及び同法関連法規
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は受注者が費用を負担し責任をもって行うこと。なお、建設業退職金共済組合制度及び建設労災補償共済制度に伴う費用(掛金)の必要相当分は契約金に含まれているのでその運用については、受注者の責任において行うこと。
- (3) 適用を受ける諸法令に改定等があった場合は、最新のものを使用すること。

4. 手続き及び提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後すみやかに道路使用、作業中の道路交通について、関係官公署に届け出て、許可をうけなければならない。(発注者が行う場合もある)
- (2) 受注者は、契約締結後すみやかに必要書類を提出し承諾をうけたのち着手すること。
- (3) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、ただちに変更届を提出すること。
- (4) 受注者は、別途定める報告書を指示された時期に提出すること。
- (5) 作業が完了したときは、すみやかに必要書類を提出すること。

5. 現場体制

- (1) 受注者は、作業の技術及び経験を有する主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 受注者は、善良な作業員を選び秩序正しい作業をなさしめ、かつ熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を使用しなければならない
- (3) 受注者は、適正な作業の進捗を図り、十分な数の作業員を配置しなければならない。
- (4) 管路施設内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

6. 下請人の届出

- (1) 受注者が、作業の一部について下請負をさせる場合は、作業着手に先立ち、作業下請負人使用状況届(再委託届)により、下請負人の名称、下請負人の範囲、下請負人に対する指導方法等について、届け出なければならない。
作業中、下請人を変更する場合も同様とする。
- (2) 作業の施工につき、著しく不相当であると認められる下請負人は、交替を命ずることがある。
この場合受注者は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

7. 地先住民との協調

- (1) 受注者が、作業にあたり地先住民等と協議を必要とするとき、又は要望、交渉があったときは、遅滞なく監督員に申し出て指示をうけ、誠意をもって協議し、その結果は、すみやかに報告すること。
- (2) 受注者は、いかなる名目であっても、地先住民からこの作業について報酬等をうけてはならない。作業員等の当該行為については、受注者がその責任を負うものとする。

8. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道工作物に損傷を与えたときは、ただちに監督員に報告し、その指示によると

ともに、すみやかに原形に復旧しなければならない。

- (2) 受注者は、作業に当たり万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

9. 工程管理

- (1) 受注者は、「作業着手届」に添付した工程表に従い、あらかじめ監督員と協議して実施工程表を作成し提出すること。
- (2) 工程管理は、前項の実施工程表により、適正に行うこと。
- (3) 予定の作業工程と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて作業の円滑な進行を図ること。
- (4) 毎月末の「作業出来高報告書」により作業の進捗状況を監督員に提出すること。
- (5) 作業実施の都合上、祝、祭、休日又は夜間の作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について監督員の承諾を得ること。

10. 作業記録写真

- (1) 受注者は、作業状況写真を撮影後、完了報告資料として監督員に提出すること。浚渫状況が確認できる写真を地上部から撮影し、また浚渫前後の管内状況が確認できるように管内の撮影もすること。
- (2) 当市が必要と認め監督員が指示する場合は、その指示に従わなければならない。

第2章 安全管理

1. 保安設備の設置及び現場管理

- (1) 作業中は、安全施設標準図に準拠するとともに、現場環境に対応した十分な保安設備を施すこと。
- (2) 作業中の交通安全確保のため、保安要員を配置し、第三者にもわかるような腕章を着用させること。特に作業にあたっては、マンホールや蓋等のみだりに先開しないこととし、一般交通及び歩行者に危険を及ぼさないようにすること。
- (3) 現場内の整理整頓、その他現場管理には細心の注意をはらうこと。
- (4) 作業の実施において国道、県道、市道等の通行規制を伴う場合については、休憩、休息時も交通誘導警備を行うものとし、交代要員も含めた人数を計上している。なお、現場状況及び関係機関との調整等によりこれによりがたい場合は、監督員と別途協議すること。また、道路管理者及び所轄警察署との打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督員と別途協議すること。

なお、交通誘導警備員 A、B の定義は次のとおりである。

交通誘導警備員 A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員。

交通誘導警備員 B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導警備に従事するもの。

2. 作業員の安全管理

- (1) この作業にあたっては常に細心の注意をはらい、滞留する有毒ガスあるいは酸素欠乏等に対しては、十分な事前調査及び対策を講じ、事故の防止及び作業員の安全を図ること（作業部の換気を十分に行い、安全を確認した上で実施するとともに、作業中においても酸素及び有毒ガス濃度の測定及び十分な換気を行い安全に留意するものとする）。特に管路施設内に立ち入って作業を行う場合は必ず空気呼吸器、酸素呼吸器または送気マスクを着用すること。また、管路施設内に立ち入って作業を行う場合は必ず安全带、命綱等を装着すること。
- (2) この作業にあたって、下水道工作物又はガス管等の付近では絶対に裸火を使用してはならない。
- (3) 作業に使用する器材は、常に点検し、完全な整備をしておかなければならない。
- (4) 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制にしたがい、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置をとること。
- (5) 人孔内に立ち入る場合は、降雨に十分注意し、降雨があれば直ちに作業を中止し人孔内から避難すること。また、作業を再開は管内の水位及び流速等、安全を十分確認した後行うこと。

第3章 清掃作業

1. 一般事項

- (1) 受注者は、作業箇所を事前に監督員に連絡すること。
- (2) 作業にあたっては、管口を傷めないようガイドローラー等を使用するなど、保護措置を講じ、下水道工作物等に損傷を与えないよう、十分留意すること。
- (3) 作業にあたり仮締切りを必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。
この仮締切りは、上流に溢水が起きない構造で、かつ作業中の安全が確保されるものとする。
ただし、上流に溢水のおそれがあるときは、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、作業にあたり地先住民等に迷惑のかからぬよう、極力騒音、振動等の防止につとめること。
- (5) 受注者が監督員の指示に反して作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合等には、作業の一時中止を命ずることがある。
- (6) 作業にあたり、道路等を汚染させたときは、作業終了の都度洗浄清掃すること。
- (7) 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃につとめること。

2. 清掃作業

(1) 作業時間

作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(2) 土砂の流下防止

作業にあたっては、下流側に土砂を流出させてはならない。万一、下流側に流出させた場合は、影響区間の流出土砂を取り除くこと。

(3) 土砂の運搬

ア. 水分の多い土砂については、水切等の処置を行い、途中漏落しないような措置をとること。

イ. 運搬車の使用にあたっては、土砂の流出、飛散及び悪臭の漏れるおそれのない構造の車を使用

すること。

(4) 土砂の処分

発生土砂は発生の都度、下水道管理センター（中部析水苑）まで運搬し、沈砂池投入口に投入すること。発生土砂の投入時は下水道管理センター職員が立会うものとし、投入口周辺に残った土砂は処理水を利用して流し込むとともに、スクリーンに残ったゴミ等は仮置き場に除けておくこと。大きなガラなどはストックヤードにガラの種類（石・ガラ、金属、可燃物）で分別し、集積する。また搬入にあたっては、監督員と充分調整すること。

(5) 洗浄水

作業に必要な洗浄水は、受注者が準備すること。

(6) 異状時の処置

ア．清掃作業が困難な状態になったときはただちに監督員に報告し指示をうけること。

イ．作業区間の工作物に、破損、不等沈下、腐食等の異状を発見したときは、すみやかに監督員に報告すること。

(7) 他業務との調整

清掃業務において、洗浄工とは本管 TV 調査業務のために管路を清掃するものである。そのため、本管 TV 調査業務の受注者と十分に調整し、お互いが協力し、効率的に一連の業務を遂行すること。清掃作業が不十分で汚れや堆積土砂が残っているために TV カメラ調査が実施できない場合は、速やかに清掃作業が不十分である箇所の清掃作業を実施し、TV カメラ調査が実施できるようにすること。

また、清掃工においては浚渫が必要な管路（飲食店付近）において、定期的に清掃を行うものであり、閉塞等が発生しないように、定期的に清掃を行うこと。

第4章 その他

1. 作業の完了

清掃作業により発生した土砂は、確実に管渠外に搬出し、処分されたことを本市検査員の検査をもって作業の完了とする。

2. 検 査

(1) 中間検査及び完了検査には、受注者又は代理人が立ち会うものとする。

(2) 検査は、受注者の提出した報告書、写真、完了図書等に基づいて行うが、万一不完全な箇所があった場合には、再度の清掃を行うこと。

なお、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

3. 特に定めのない事項

(1) 契約書、仕様書及び設計書等に、特に明示してない事項で、清掃作業の実施上当然必要な事項については、受注者の負担において処理すること。

(2) その他特に定めのない事項について協議を必要とする場合は、すみやかに監督員に報告し指示をうけて処理すること。